



2024年9月6日

各 位

会 社 名 太 平 電 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 野 尻 穰
(コード番号 1968 東証プライム)

問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員 総 務 管 理 本 部 長
日 下 慎 也
(TEL. 03-5213-7211)

第2回新株予約権の当初停止指定の失効に関するお知らせ

当社が2024年3月4日に発行した当社第2回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）につきまして、本日付で別途公表されております「固定資産の取得（土地）に関するお知らせ」に記載のとおり、当社が木質バイオマス発電所に係る建設用地の取得又は建設用地に係る賃貸借契約の締結の実施に係る事項（以下「実施事項」という。）をTDnetにより開示し、かつ本新株予約権の払込み及び行使により調達する資金の使途であるグリーンプロジェクトへの設備投資並びに当該設備投資により創出される環境・社会への影響に関して、当該建設用地の確定を踏まえた上で、「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2023年版」、「ソーシャルボンド原則（Social Bond Principles）2023年版」、「サステナビリティボンド・ガイドライン（Sustainability Bond Guidelines）2021年版」の示す特性に従うものである旨のサステナビリティインパクトレビューを株式会社日本総合研究所から取得した（以下、かかる取得を「外部評価の取得」という。）ため、本新株予約権の割当先である野村証券株式会社との間で締結した買取契約（以下「本買取契約」という。）に基づき、下記のとおり本新株予約権の行使可能期間の全期間を停止指定期間とする停止指定（以下「当初停止指定」という。）が失効しましたので、お知らせいたします。

なお、本買取契約に基づき、実施事項の開示日又は外部評価の取得日のいずれか遅い日の翌取引日（同日を含む。）から始まる20取引日の期間を停止指定期間とする停止指定を行うことはできません。

記

(1) 銘 柄 名	太平電業株式会社第2回新株予約権
(2) 当初停止指定の失効日	2024年9月6日

なお、本新株予約権の詳細につきましては、2024年2月9日付「第三者割当による行使価額修正条項付第1回及び第2回新株予約権（行使指定・停止指定条項付）の発行に関するお知らせ」をご覧ください。

以 上